

委託役務業務必携（平成28年4月版） 新旧対照表（R5.4.1 一部改正） 新旧対照表

| 改正前（令和2年12月25日） | 改正後（令和5年4月1日） | 備考欄 |
|---|---|--|
| <p>1. 委託役務業務共通仕様書 第1章 総則 第1節 総則 《P. 1-3》 1-1-2 用語の定義</p> <p>27. 「連絡」とは、監督職員と受注者または管理技術者の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>39. 「契約関係書類」とは、契約書第9条第4項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。</p> <p>《P. 1-7》 1-1-14 建設副産物 1.</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される業務にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に提示すること。</p> <p>3. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（建設事務次官通達、平成10年12月1日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること。</p> <p>4. ～7.</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> | <p>1. 委託役務業務共通仕様書 第1章 総則 第1節 総則 《P. 1-3》 1-1-2 用語の定義</p> <p>27. 「連絡」とは、監督職員と受注者または管理技術者の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書に記載の条件変更等に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>39. 「契約関係書類」とは、契約書第9条の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。</p> <p style="text-align: center;"><u>以下、上記39.と同様に、委託役務業務の種類により、契約書における条項の番号が異なるため、当共通仕様書においては、契約書の条項番号の記載を省略する。</u></p> <p>《P. 1-7》 1-1-14 建設副産物 1.</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される業務にあたっては、原則として、電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認すること。</p> <p>3. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（建設事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること。</p> <p>4. ～7.</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> | <p>(共通仕様書全体)</p> <p>託役務業務の種類により、契約書における条項の番号が異なるため、契約書の条項番号を省略。 (27.)</p> <p>上記理由から、条項番号の記載を省略するとともに、契約書における（条件変更等）の記載を追加。</p> <p>府が排出する産業廃棄物処理委託及び府発注工事における電子マニフェスト使用の義務化について（令和4年12月28日契総第3195号）により、電子マニフェストの使用が原則義務化となったため。</p> <p>法令・基準の改訂</p> |

委託役務業務必携（平成28年4月版） 新旧対照表（R5.4.1 一部改正） 新旧対照表

| 改正前（令和2年12月25日） | 改正後（令和5年4月1日） | 備考欄 |
|---|---|--|
| <p>《P. 1-9》</p> <p>1-1-23 業務中の安全確保</p> <p>1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）を参考にして、常に業務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図ること。</p> <p>2. 受注者は、業務履行中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの行為をしてはならない。</p> <p>3. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図ること。</p> <p>4. ～7.</p> <p style="text-align: right;">変更なし</p> <p>《P. 1-10》</p> <p>1-1-27 交通安全管理</p> <p>1. ～2.</p> <p style="text-align: right;">変更なし</p> <p>3. 受注者は、供用中の道路に係る業務の履行にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成22年12月17日総理府・国土交通省令第3号）、道路業務現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）及び道路業務保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じること。 また受注者は、業務で歩行者用通路の形態を変更し、誘導員が不在となる日祝日、夜間業務等では、仮設の点字ブロック等を設置すること。</p> | <p>《P. 1-9》</p> <p>1-1-23 業務中の安全確保</p> <p>1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）を参考にして、常に業務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図ること。</p> <p>2. 受注者は、業務履行中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの行為をしてはならない。</p> <p>3. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図ること。</p> <p>4. ～7.</p> <p style="text-align: right;">変更なし</p> <p>《P. 1-10》</p> <p>1-1-27 交通安全管理</p> <p>1. ～2.</p> <p style="text-align: right;">変更なし</p> <p>3. 受注者は、供用中の道路に係る業務の履行にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和5年3月17日内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（国土交通省道路局長通達、平成18年3月31日）及び道路工事保安施設設置基準（案）（令和4年3月大阪府都市整備部）に基づき、安全対策を講じること。 また受注者は、業務で歩行者用通路の形態を変更し、誘導員が不在となる日祝日、夜間業務等では、仮設の点字ブロック等を設置すること。</p> | <p>法令・基準の改訂</p> <p>法令・基準の改訂</p> <p>国による基準等の改正を受けた記載の修正。</p> <p>都市整備部技術管理委員会での審議を受けた独自基準の記載に変更。</p> |

委託役務業務必携（平成28年4月版） 新旧対照表（R5.4.1 一部改正） 新旧対照表

| 改正前（令和2年12月25日） | 改正後（令和5年4月1日） | 備考欄 |
|---|--|---|
| <p>第2章 道路維持 第2節適用すべき諸基準 《P. 1-15》</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類に従うこと。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めること。</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月） 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（平成5年11月） 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（昭和63年12月） 日本道路協会 排水性舗装技術指針（案）（平成8年10月） 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月） 日本道路協会 舗装試験法便覧別冊（暫定試験方法）（平成8年10年） 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月） 日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月） 日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月）</p> <p>第5節 街路樹管理業務 《P. 1-18》 2-5-1 一般事項 9. 枯補償等について</p> <p><u>（1）かし担保期間中の枯損樹木等の取扱いについては「平成11年3月18日土木第476号かし担保等の事務取扱い要領」に基づくものとする。</u></p> <p><u>（2）受注者は植栽完了引渡し後、1年以内に枯死、または形態不良となった場合は同種同等品以上のものを受注者の負担で植え替えるものとし、植付け時期等は監督職員と協議すること。なお、移植作業または支給品による作業については、各樹木種別に植栽数量の15%を超えた分については、受注者が当初植栽した樹木等と同等またはそれ以上の規格のものと植替えを行うものとし、15%以下の枯れについては原則として支給品にて再度植え替えること。ただし、天災その他やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。</u></p> | <p>第2章 道路維持 第2節適用すべき諸基準 《P. 1-15》</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類に従うこと。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めること。</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月） 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（令和2年8月） 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月） 日本道路協会 排水性舗装技術指針（案）（平成8年10月） 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月） 日本道路協会 舗装試験法便覧別冊（暫定試験方法）（平成8年10年） 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月） 日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月） 日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月）</p> <p>第5節 街路樹管理業務 《P. 1-18》 2-5-1 一般事項 9. 枯補償等について</p> <p><u>契約不適合責任期間中の枯損樹木等の取扱いについては「令和2年3月31日事技第2045号契約不適合責任等に係る事務取扱い要領」に基づくものとする。</u></p> <p>削除</p> | <p>法令・基準の改訂</p> <p>民法改正に伴い、「かし担保等の事務取扱い要領」に代わり「契約不適合責任等に係る事務取扱い要領」が定められたことを受けた改正。</p> <p>上記「契約不適合責任等に係る事務取扱い要領」において、同要領に記載の「枯損樹木等の判定基準」によるものとするときから、（2）は削除。</p> |

